



教委体第2681号
教委文第3192号
令和4年1月20日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第14報）

1月20日に開催された「大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県における感染状況の評価が「ステージ3」へ移行したことから、令和4年1月14日付け、教委体第2626号及び教委文第3128号の通知の感染症対策を徹底するとともに、当分の間、下記の事項については変更しますので指導願います。

記

【変更前】

- 感染が拡大している地域の学校との交流（県外へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）は、安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。
- 合宿については、その必要性を慎重に検討した上で実施するとともに、基本的な感染症対策の徹底に加え、大部屋の人数制限、施設（部屋）の常時換気、食堂・浴場等共用場所の分散利用などの感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
- 身体接触に伴う活動は、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。すなわち、これらにおける児童生徒の「接触」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。



【変更後】

- 県内外での他校との交流（合同練習や練習試合等）及び、合宿は行わないこと。
但し、学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、大会規程に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。
- できるだけ対面や身体接触を回避する等、個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定すること。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

Tel 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：多嶋田

Tel 097-506-5493